

別府市図書館・美術館整備基本構想策定等業務委託 【基本仕様書】

1 業務名称

別府市図書館・美術館整備基本構想策定等業務委託

2 業務目的

別府市における図書館・美術館の現状を整理し、問題点等を把握することで、整備における相互効果の検証を行い、「別府市図書館・美術館整備基本構想検討委員会」や市民ワークショップ等からの意見を図書館・美術館の基本コンセプトに結び付け、別府市図書館・美術館整備基本構想を策定する。

3 委託期間

委託契約の日から平成29年3月31日まで

4 業務内容

(1) 別府市の図書館・美術館の状況調査

別府市の図書館・美術館の現状を調査し、問題点を把握して課題を整理する。

(2) 近隣都市等の現状から別府市における図書館・美術館のあり方を検討する。

(3) 図書館・美術館の一体的整備に対するメリット・デメリットを整理し、別府市における図書館・美術館の基本構想に結び付ける。

(4) 委員会開催支援（4回開催）

学識経験者、有識者及び市民代表等から構成される「別府市図書館・美術館整備基本構想検討委員会」に参加し、会議資料、議事録等作成等の委員会開催における支援を行う。

(5) 市民ワークショップの開催支援（1回開催）

別府市図書館・美術館整備基本構想策定に係る「市民ワークショップ」に参加し、資料、会議録作成等の支援を行う。

(6) 「別府市図書館・美術館整備基本構想検討委員会」及び「市民ワークショップ」における提案・意見等を集約し、基本構想に結び付ける。

(7) 別府市図書館・美術館整備基本構想を策定する。

5 業務実施計画書

受託者は、本業務の着手にあたって、次の書類を契約締結後7日以内に提出し、委託者の承認を受けなければならない。

(1) 業務実施計画書

(2) 工程表

(3) 業務担当者及び連絡先一覧表

6 成果品

「別府市図書館・美術館整備基本構想」を100部作成して納入すること。
なお、電子データ等についても作成して提出すること。

7 その他

- (1) 本仕様書は、概略を示すものであり、本仕様書に明記していない事項であっても目的遂行上必要と認められるものは、受託者の責任において実施するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのないものについては、発注者との協議の上、決定するものとする。本仕様書が変更になった場合は、協議の上契約変更できるものとする。ただし軽微な変更の場合は、契約変更を行わないものとする。